

自衛隊統合達第5号

統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊における専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成20年3月25日

統合幕僚長 海将 齋藤 隆

統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における専決及び代決に関する達

改正	平成21年6月10日	自衛隊統合達第10号
	平成22年7月22日	自衛隊統合達第17号
	平成23年10月25日	自衛隊統合達第14号
	平成24年7月27日	自衛隊統合達第9号
	平成25年3月27日	自衛隊統合達第5号
	平成26年3月26日	自衛隊統合達第4号
	平成27年10月1日	自衛隊統合達第14号
	平成29年6月12日	自衛隊統合達第12号
	平成29年8月30日	自衛隊統合達第19号
	平成30年3月30日	自衛隊統合達第23号
	平成31年3月26日	自衛隊統合達第1号
	令和2年11月26日	自衛隊統合達第8号
	令和4年3月16日	自衛隊統合達第2号
	令和4年5月17日	自衛隊統合達第16号
	令和6年4月15日	自衛隊統合達第1号

(趣旨)

第1条 この達は、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊における専決及び代決に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この達において「専決」とは、当該事項について、統合幕僚長（以下「幕僚長」という。）の委任に基づき、常に代わって決裁することをいい、「代決」とは、幕僚長又は専決を行う者が出張、休暇その他の理由により不在の場合、臨時に代わって決裁することをいう。

(専決事項)

第3条 統合幕僚副長（以下「幕僚副長」という。）及び総括官並びに部長、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官並びに課長、運用調整官、企画官、総括副報道官、首席後方補給官付後方補給官（補給、輸送及び衛生）、首席後

方補給官付後方補給室長及び統合幕僚学校長が専決する事項は、別表のとおりとする。

(専決を行う場合の留意事項)

第4条 前条の規定により、専決を行う者は、専決することができる事項であっても次の各号の一に該当するものについては、職務上の上級者の決裁に移すものとする。

(1) 幕僚長の発意に係る事項

(2) 重要(統合幕僚長の直接の判断を必要とする事項、その他国民、地方公共団体、報道機関に及ぼす影響が大きい事項をいう。)又は異例(前例のない新規の事項及び通常の見地とは異なる特例的又は例外的な取扱いを要する事項をいう。)に属する事項

(3) その他特に必要と認める事項

2 前条の規定により専決を行う者は、委任された権限を行使する場合であっても、当該内容が部内外に与える影響、将来施策への関連その他の政策的見地を考慮し、必要と認められる事項については、事前に職務上の上級者に報告するものとする。

(代決)

第5条 次の表の左欄に掲げる者の代決は、右欄に掲げる者が行うものとする。

幕僚長	幕僚副長
幕僚副長	当該事項を所掌する部長、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官
総括官	
部長	副部長の置かれている部にあつては副部長、副部長の置かれていない部にあつては当該部の当該事項を所掌する課長(ただし、特に必要な場合は、部長の指名する課長)
首席参事官	運用調整官
参事官	企画官
報道官	総括副報道官
首席法務官	当該事項を所掌する首席法務官付法務官(ただし、特に必要な場合は、首席法務官の指名する首席法務官付法務官又は首席法務官付法務班長)
首席後方補給官	当該事項を所掌する首席後方補給官付後方補給官(補給、輸送及び衛生)及び首席後方補給官付後方補給室長

課長	当該事項を所掌する班長又は室長（ただし、運用第1課及び運用第2課については当該事項を所掌する調整官、防衛課については防衛調整官）
----	--

2 前項により代決した者は、事後速やかに当該事項について決裁を行う者にその旨を報告しなければならない。

（委任規定）

第6条 統合幕僚学校及び自衛隊サイバー防衛隊におけるこの達の実施に関し必要な事項は、統合幕僚学校長及び自衛隊サイバー防衛隊司令が定めるものとする。

附 則

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年6月10日自衛隊統合達第10号）

この達は、平成21年6月10日から施行する。

附 則（平成22年7月22日自衛隊統合達第17号）

この達は、平成22年7月22日から施行する。

附 則（平成23年10月25日自衛隊統合達第14号）

この達は、平成23年10月25日から施行する。

附 則（平成24年7月27日自衛隊統合達第9号）

この達は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日自衛隊統合達第5号）

この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日自衛隊統合達第4号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成27年10月1日自衛隊統合達第14号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年6月12日自衛隊統合達第12号）

この達は、平成29年6月12日から施行する。

附 則（平成29年8月30日自衛隊統合達第19号）

この達は、平成29年8月30日から施行する。

附 則（平成30年3月30日自衛隊統合達第23号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日自衛隊統合達第1号）

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月26日自衛隊統合達第8号）

この達は、令和2年11月26日から施行する。

附 則（令和4年3月16日自衛隊統合達第2号）

この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和4年5月17日自衛隊統合達第2号）

この達は、令和4年5月17日から施行する。

附 則（令和6年4月15日自衛隊統合達第1号）  
この達は、令和6年4月15日から施行する。

別表（第3条関係）

1 共通

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	部長、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官及び首席後方補給官専決事項	課長、運用調整官、企画官、総括副報道官、後方補給官（補給、輸送及び衛生）及び後方補給室長専決事項
<p>1 部長、首席参事官、参事官、報道官、首席法務官、首席後方補給官及び自衛隊サイバー防衛隊司令の休暇の承認に関する事。</p> <p>2 達の一部改正のうち重要なものに関する事。</p> <p>3 陸海空自衛隊等との協定の締結に関する事。</p> <p>4 講師の派遣に関する事（幕僚長、幕僚副長を除く。）。</p>		<p>1 法令等に基づく恒常的業務の実施に関する事。</p> <p>2 演習・訓練・視察及び研究実施の支援依頼に関する事。</p> <p>3 講演会の開催に関する事。</p> <p>4 講師派遣の依頼に関する事。</p> <p>5 達の一部改正（重要なものを除く。）及び整理に関する事。</p> <p>6 達等の運用及び解釈に関する例規通達類の発簡及び廃止に関する事。</p> <p>7 陸海空自衛隊等との協定の軽易な修正に関する事。</p> <p>8 承認された事項の実施に</p>	<p>1 法令等に基づく恒常的かつ軽易な業務の実施に関する事。</p> <p>2 例規通達類の一部改正及び整理に関する事。</p> <p>3 各課等にかかわる立入制限部隊への立入申請に関する事（中央指揮所及び防衛情報通信基盤管理運営室の立入申請を含む。）。</p> <p>4 防衛装備庁における調達実施に係る防衛装備庁長官からの協議等に対する回答に関する事（軽易なものに限る。）。</p> <p>5 秘密に属する物件等の製作委託契約の履行に必要な秘密に属する文書等の送達、登録番号等の付与、製作</p>

		<p>関すること。</p> <p>9 航空機（航空自衛隊の定期航空便を含む。）の搭乗依頼に関すること。</p> <p>10 部等にかかわる認定業務に関すること。</p> <p>11 部等内の自衛官の体力検定・体力測定実施に関すること。</p> <p>12 防衛装備庁における調達実施に係る装備施設本部長からの協議等に対する回答に関すること。</p> <p>13 秘密に属する物件等の製作委託契約の履行に必要な秘密に属する文書等の送達、登録番号等の付与、製作立会い等に係る防衛装備庁長官及び適合事業者への通知に関すること。</p>	<p>立会い等に係る防衛装備庁長官及び適合事業者への通知に関すること（軽易なものに限る。）。</p>
--	--	--	--

## 2 総務部

### (1) 総務課

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	部長専決事項	課長専決事項
統合幕僚監部における年史の編さんに関すること。		1 統合幕僚監部の行事に関すること。	1 統合幕僚監部の行事の執行にかかわる処置に関

		<p>2 幕僚長会議の開催通知に関する事。</p> <p>3 秘密保全に係る計画・報告等に関する事。</p> <p>4 国立公文書館への文書移管に関する事。</p> <p>5 行政文書の開示・不開示意見の上申（判断に慎重を要するものを除く。）に関する事。</p> <p>6 保有個人情報の開示・不開示、訂正・不訂正及び利用停止・利用不停止意見の上申（判断に慎重を要するものを除く。）に関する事。</p> <p>7 情報公開業務における個人情報の取扱いに関する検査の受検に関する事。</p> <p>8 会計監査の年度監査計画に関する事。</p> <p>9 会計監査の実施に関する事。</p> <p>10 会計検査院の現地検査の受検に関する事。</p>	<p>すること。</p> <p>2 当直勤務者の発令に関する事（指揮通信システム部の所掌する当直に関する事項を除く。）。</p> <p>3 秘密保全の確認事項に関する事。</p> <p>4 国有財産に係る報告等に関する事。</p> <p>5 航空機の搭乗依頼に関する事。</p> <p>6 健康診断報告に関する事。</p> <p>7 行政文書ファイル等の報告に関する事。</p> <p>8 各省庁が実施する各種施策等の周知及びそれに基づく軽易な内容の報告（人事教育課の所掌に属するものを除く。）に関する事。</p> <p>9 渉外業務の便宜供与依頼に関する事。</p> <p>10 防衛装備庁支出負担行為担当官補助者の指名・取消に関する事。</p>
--	--	--	--

		<p>11 資金前渡官吏の任命依頼に関する事。</p> <p>12 単価50万円未満の物品の管理換協議及び管理換協議に対して回答する場合の承認に関する事。</p> <p>13 秘密の取扱いに関する適格性の付与等に関する事。</p> <p>14 連絡調整業務実施に係る部隊等への協力・調査の依頼に関する事。</p>	<p>11 各種証明書の発行に関する事。</p> <p>12 各種定期報告に関する事。</p> <p>13 軽易な部外協力に関する事。</p> <p>14 部隊等に対する協力・調査の依頼に関する事。</p> <p>15 連絡調整に必要な資料収集等に係る部隊等への協力・調査の依頼に関する事。</p> <p>16 航空従事者の年間飛行等に関する事。</p>
--	--	--	---

(2) 人事教育課

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	部長専決事項	課長専決事項
		<p>1 教範作成計画及び教範作成変更計画に関する事。</p> <p>2 教範作成報告に関する事。</p> <p>3 参考資料の作成、改正及び廃止に関する事。</p> <p>4 実施を命ぜられた訓練等に関する事。</p> <p>5 年度宿舎事情調査報告</p>	<p>1 部外委託教育実績及び教育計画に関する事。</p> <p>2 陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部に対する教育の支援依頼に関する事。</p> <p>3 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の航空機、艦船、車両等を教育上使用する申請に関する事。</p>



		<p>に關すること。</p> <p>6 公務（通勤）災害の認定に關すること。</p> <p>7 災害補償の実施状況に關すること。</p> <p>8 2佐以下（相当級の事務官等を含む。）の昇給に關すること。</p> <p>9 2佐以下（相当級の事務官等を含む。）の任免、補職、休職、復職、派遣、入所、入校等に關すること。</p> <p>10 2佐以下（相当級の事務官等を含む。）の懲戒処分等（重要又は特異事案を除く。）に關すること。</p> <p>11 勤勉手当成績率優秀者の決定に關すること。</p> <p>12 隊員の公務による海外渡航の人事発令に關すること（統合幕僚学校長の海外出張に係る事項を除く。）。</p>	<p>4 参考資料の配布に關すること。</p> <p>5 宿舎に係る調査、報告及び事務処理手續に關すること。</p> <p>6 財産形成財蓄実施状況に關すること。</p> <p>7 児童手当及び特例給付の支給状況に關すること。</p> <p>8 経歴管理に關すること。</p> <p>9 勤務成績報告書の送付に關すること。</p> <p>10 営舎外居住の指定等に關すること。</p> <p>11 身分証明書の発行及び申請に關すること。</p> <p>12 防衛記念章の着用に關すること。</p> <p>13 精勤章に關すること。</p> <p>14 育児休業に關すること。</p> <p>15 推薦者の報告に關すること。</p> <p>16 特技認定に關すること。</p> <p>17 人事記録の移管及び送付に關すること。</p> <p>18 給与、退職手当及び若年</p>
--	--	--	--

			<p>定年退職者給付金に係る調査に関する事。</p> <p>19 超過勤務手当の予算配分に関する事。</p> <p>20 各種証明書の発行に関する事。</p> <p>21 各種定期報告に関する事。</p> <p>22 軽易な部外協力に関する事。</p> <p>23 部隊等に対する協力・調査の依頼に関する事。</p> <p>24 各省庁が実施する各種施策等の周知及びそれに基づく軽易な内容の報告（人事教育に係るものに限る。）に関する事。</p>
--	--	--	--

### 3 運用部

#### (1) 運用第1課

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	部長専決事項	課長専決事項
<p>1 通常業務のための艦船の運用に関する事。</p> <p>2 通常業務のための航空機の運用に関する事。</p>		<p>1 統幕作戦会議の開催通知に関する事。</p> <p>2 艦船の運用に関する細部事項に関する事。</p> <p>3 航空機の運用に関する細</p>	<p>1 航空機の使用及び搭乗の承認に関する事。</p> <p>2 航空機からの物件の投下の承認に関する事。</p> <p>3 民間機等の飛行場使用</p>

		部事項に関すること。 4 自衛隊警戒監視等態勢の細部事項に関すること。 5 航空機の場合外離着陸に関する申請に関すること。 6 民間機等の飛行場使用の承認に関すること。 7 勤務態勢の変更に関すること。(勤務態勢1、2を除く。)	の細部に関すること。
--	--	--	------------

(2) 運用第2課

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	部長専決事項	課長専決事項
1 大規模震災災害派遣計画の細部計画の決定に関すること。 2 国際緊急援助活動等実施部隊派遣の運用要領の細部事項の決定に関すること。 3 国際緊急援助活動等実施部隊派遣の計画の方針事項の決定に関すること。 4 国際緊急援助活動等実施部隊派遣の計画の細部事項の決定に関すること。 5 国際平和協力業務実施部		1 中央防災会議決定(処置)事項の通知に関すること 2 自衛隊災害派遣実施状況報告(四半期)に関すること。 3 航空救難詳報の報告に関すること。 4 年度不発弾等処理状況報告及び年度航路啓開業務報告に関すること。	1 航空機の使用及び搭乗の承認に関すること。 2 掃海作業実施に関する告示の申請に関すること。

隊派遣の計画の細部事項の決定に関する事 6 掃海海域の細部決定に関する事			
---	--	--	--

(3) 運用第3課

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	部長専決事項	課長専決事項
		1 集合訓練、研究会等の実施に関する事。 2 訓練・視察等の準備及び支援依頼に関する事。	1 航空機の使用及び搭乗の承認に関する事。 2 統合訓練支援システム(JETSS)の整備及び役務の仕様書の決定(変更を含む。)に関する事。 3 統合訓練支援システム(JETSS)の運用統制に関する事。 4 統合訓練支援システム(JETSS)の整備に必要な運用要求に関する事。 5 統合訓練支援システム(JETSS)の維持管理に関する事。

4 防衛計画部

(1) 防衛課

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	部長専決事項	課長専決事項
防衛交流に係る外国出張者の決定又は上申に関する事 こと。		防衛交流に係る部隊等 に対する支援依頼に関する事 こと。	

(2) 計画課

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	部長専決事項	課長専決事項
1 統合運用に係る装備品等 の研究開発に関する要求書 等の決定に関する事 こと。 2 部隊等に対する年度業務 計画の指示に関する事 こと (会議の実施要領を含 む。)		1 年度業務計画の作成日 程に関する事 こと。 2 年度業務計画の実施の 発動に関する事 こと。	年度業務計画要望に対す る処置事項の通知に関す る事 こと。

5 指揮通信システム部

(1) 指揮通信システム企画課

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	部長専決事項	課長専決事項
		1 業務別計画の実施要領 の軽易な修正に関する事 こと。 2 業務別計画の実施の細 部指示に関する事 こと。 3 実施を命ぜられた訓練 等に関する事 こと。 4 指揮通信システムの整	1 防衛装備庁長官と協議 を終了した仕様又はその 大綱について、防衛大臣承 認申請及び仕様書の作成 に関する事 こと。 2 装備品等(前項にかかわ るものを除く。)及び役務 の仕様書の決定(変更を含

		<p>備に関し、仕様又は大綱について、防衛装備庁長官との協議にすること。</p> <p>5 研究全般の実施要領の決定にすること。</p> <p>6 情報システムの部外設置承認にすること。</p> <p>7 情報システムその他システム（又はネットワーク）との接続の許可及び協議にすること。</p> <p>8 情報システムの運用承認にすること。</p> <p>9 情報システムのリスク分析・評価にすること。</p> <p>10 統合幕僚監部の情報システムの監査にすること。</p> <p>11 情報システムの適用除外にすること。</p>	<p>む。)にすること。</p> <p>3 防衛装備庁支出負担行為担当官の契約に係る検査官の指名にすること。</p> <p>4 専用線の取得にすること。</p> <p>5 防衛情報通信基盤の工事基本計画書資料にすること。</p> <p>6 通信設備の技術的基準にすること。</p> <p>7 技術審査にすること。</p> <p>8 業務計画に基づく研究の細部指示にすること。</p> <p>9 課内の業務調整等における給食、車両支援依頼等にすること。</p> <p>10 防衛情報通信基盤を使用して行われる電子メール又は部外との間の通信の監査にすること。</p> <p>11 情報システムその他システム（又はネットワーク）との接続についての大臣報告にすること。</p> <p>12 サイバー防護分析装置、</p>
--	--	--	--

			<p>サイバー演習装置、サイバー情報収集装置及びスレットハンティング器材（以下「サイバー関連装置」という。）の運用統制に関すること。</p> <p>13 サイバー関連装置の整備に必要な運用要求に関すること。</p> <p>14 サイバー関連装置の維持管理に関すること。</p>
--	--	--	--

(2) 指揮通信システム運用課

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	部長専決事項	課長専決事項
		<p>1 業務別計画の実施要領の軽易な修正に関すること。</p> <p>2 業務別計画の実施の細部指示に関すること。</p> <p>3 実施を命ぜられた訓練等に関すること。</p> <p>4 電波取得の方針の決定に関すること。</p> <p>5 暗号の運用方針（使用計画等）及び運用要領に関すること。</p>	<p>1 電波取得の申請及び使用割当てに関すること。</p> <p>2 指揮通信システム（サイバー関連装置を除く。）の運用統制に関すること。</p> <p>3 指揮通信システム（サイバー関連装置を除く。）の整備に必要な運用要求に関すること。</p> <p>4 指揮通信システム（サイバー関連装置を除く。）の維持管理に関すること。</p> <p>5 課内の業務調整等における給食、車両支援依頼等</p>

			<p>に関する事。</p> <p>6 暗号の管理及び運用要領（作成、配布、更新及び破棄（廃棄）等）並びに暗号の使用計画及び運用要領の軽易な修正に関する事。</p> <p>7 周波数業務の便宜供与依頼に関する事。</p>
--	--	--	---

6 首席参事官

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	首席参事官専決事項
		航空機の使用及び搭乗の承認に関する事。

7 参事官

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	参事官専決事項
		航空機の使用及び搭乗の承認に関する事。

8 報道官

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	報道官専決事項	総括副報道官専決事項
		<p>1 各自衛隊に対する取材協力の依頼に関する事。</p> <p>2 広報ガイダンスに関する事。</p>	広報活動実施計画及び結果の報告に関する事。



9 首席法務官

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	首席法務官専決事項
		1 賠償事務手続に関すること。 2 民事訴訟、行政訴訟に関すること。 3 損失補償に関すること。

10 首席後方補給官

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	首席後方補給官専決事項	後方補給官（輸送）専決事項
		1 統合輸送構想及び統制開始の通知に関すること。 2 実施を命ぜられた訓練等に関すること。 3 自衛隊の運用に係る自衛隊間の管理換に関すること。 4 患者後送の実施に関すること。 5 日米等物品役務相互提供実績報告に関すること。 6 施設の取得等に係る業務の実施手続に関すること。	1 輸送実施にかかわる輸送割当計画の指示等に関すること。 2 輸送業務の便宜供与依頼に関すること。 3 要人の移動のための自衛隊機等の使用に係る空輸計画の通知の関すること。

1 1 統合幕僚学校長

幕僚副長専決事項	総括官専決事項	統合幕僚学校長専決事項
		<p>1 部外に対して、職務に関係する内容を発表する場合で、統合幕僚学校の所掌する内容に関する事。</p> <p>2 統合幕僚学校の所掌する内容に係る自主的広報活動及び協力的広報活動に関する事。ただし、報道に関する事を除く。</p>